令和８年１１月４日

国土交通大臣
井林　辰憲　殿

燃料油に対する「緊急的激変緩和措置」に係る
トラック運送業界からの要望書

公益社団法人　全日本トラック協会
最高顧問　　坂　本　　克　己
会　　長　　寺　岡　　洋　一

平素は、トラック運送業界に対して格別のご指導・ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私たちトラック運送事業者は、国民の暮らしや我が国の産業活動を支えるエッセンシャルな公共輸送サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力しております。

一方で、本年２月末以降の中東情勢の緊迫化により、トラックの燃料である軽油の価格は高騰し高止まりしている状況にあり、その価格高騰分を荷主企業や利用者に転嫁ができず、多くの事業者が大変厳しい事業運営を強いられています。

このような中、これまで燃料価格を抑制してきた「緊急的激変緩和措置」について段階的な見直しが示されております。これにより、さらなる軽油価格の高騰が予想され、多くの事業者は事業存廃の岐路に直面し、このままでは国民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

今後も地域経済と国民の暮らしを支える公共輸送サービスを安定的に提供していくため、以下のとおり要望させていただきますので、何卒格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、軽油に対する「緊急的激変緩和措置」における基準価格の現状維持

２．国土交通省・中小企業庁・公正取引委員会等関係省庁による燃料サーチャージの全面的な導入等確実な価格転嫁の促進及び荷主等への対応の強化

以　上